



平成 28 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 インフォテリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎  
(コード：3853 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長 齊藤裕久  
(TEL 03-5718-1250)

**第三者割当による第 14 回・第 15 回新株予約権（行使価額固定型）及び  
第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 8 月 18 日開催の取締役会により決議いたしました、UBS AG London Branch を割当先とする第三者割当による第 14 回・第 15 回新株予約権（行使価額固定型）及び第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行につきまして、平成 28 年 9 月 5 日に発行価額の総額（11,678,124 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

（参考）本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 9 月 5 日
(2) 発行新株予約権数	総計 25,182 個 第 14 回新株予約権 15,000 個 第 15 回新株予約権 5,770 個 第 16 回新株予約権 4,412 個
(3) 発 行 価 額	総額 11,678,124 円 第 14 回新株予約権 1 個当たり 476 円 第 15 回新株予約権 1 個当たり 460 円 第 16 回新株予約権 1 個当たり 427 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,518,200 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 14 回新株予約権 1,500,000 株 第 15 回新株予約権 577,000 株 第 16 回新株予約権 441,200 株 なお、第 16 回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、潜在株式数は 441,200 株で一定です。
(5) 資 金 調 達 の 額	3,004,818,124 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	第 14 回新株予約権 行使価額 1,000 円（固定） 第 15 回新株予約権 行使価額 1,300 円（固定） 第 16 回新株予約権 当初行使価額 1,700 円 下限行使価額 1,700 円 上限行使価額はありません。

	第 14 回及び第 15 回新株予約権に関して、行使価額の修正は行われません。第 16 回新株予約権に関して、行使価額は、割当日の翌取引日（平成 28 年 9 月 6 日）以降、第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が 1,700 円（以下「下限行使価額」といい、第 16 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回る場合となる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
(8) 行使請求できる期間	平成 28 年 9 月 6 日から平成 30 年 9 月 5 日まで
(9) 申 込 期 日	平成 28 年 9 月 5 日
(10) 払 込 期 日	平成 28 年 9 月 5 日

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第 16 回新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権については行使価額が調整された場合、第 16 回新株予約権については行使価額が修正又は調整された場合、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 8 月 18 日付け当社プレスリリース「第三者割当による第 14 回・第 15 回新株予約権（行使価額固定型）及び第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上